

県制度融資（地域産業支援課所管分）の申込みに必要な主な書類

【個人番号欄を復元できない程度に黒塗り等して提出ください】

区分	書類	知事の利用承認 （金融機関 一県協議）	市町村 または 商工団体の 認定等	融資 協議書 （金融機関 一知事宛）	利用申請書 （申請企業 一知事宛）	実施計画書 （事業 計画書）	見積書または契約書 の写し（設備資金）	決算書 （2期分）	納税証明書 （原本）	商業登記簿謄本の 写し（法人）	開業届の 写し（個人）	許認可書 資格証等の 写し	賃貸借 契約書の 写し	事業所の 住宅地図	信用保証 協会への 提出書類 の写し	融資実行 報告書 （金融機関 一県宛）	備考	
施設 設備	設備投資促進資金	必要		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		
	生産性革命推進枠	必要		○	○	○	○	○	○	○		○				○	経営力向上計画または先端設備等導入計画による場合、認定通知書の写し等を添付	
	DX推進資金	必要		○	○	○	○	○	○	○		○				○	融資申請時に利子補給金交付申請等手続委任状を添付 毎年度末に利子補給金交付申請書を提出	
	新成長産業育成支援資金	必要		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		
	防災・減災対策促進資金	必要		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	事業継続計画（BCP）または（連携）事業継続力強化計画認定通知書の写しを添付	
	事業 支援 資金 継	創業者枠	必要		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		事業承継支援枠	必要		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	事業承継特別保証制度の利用時は信用保証協会への提出書類を添付
	備 関 新 事 業 展 開 支 援 資 金	地域貢献型事業（コミュニティビジネス） 支援枠	必要	商工団体	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	（公財）富山県新世紀産業機構の保証を希望する場合は、当機構及び県に事前に要相談
		経営革新枠	必要		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	
		新事業展開支援枠	必要		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	
建設業等新分野進出支援枠		必要		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		
係 資 金	脱炭素社会推進資金 再生可能エネルギー利用促進枠	必要		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	固定価格買取制度に基づき売電を行う場合、国の設備認定通知書の写し等を添付	
	地方 資金 創生 推 進	県内進出・本社機能等強化支援枠【県 内進出分】	必要		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	地方活力向上地域特定業務施設整備計画による場合は当該計画の写しを添付
		県内進出・本社機能等強化支援枠【本社機能 等強化分】	必要		○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の写しを添付
		ブランド力向上支援枠	必要		○	○	○	○	○	○		○	○				○	
		海外市場開拓支援枠	必要		○	○	○	○	○	○		○	○				○	
		商業・サービス業活性化資金	必要		○	○	○	○	○	○		○	○				○	
経 営 安 定 関 係 資 金	事業活性化促進資金					○		注1	注2	注1		注1					注3	
	小規模企業等経営支援短期資金					○		注1	注2	注1		注1					注3	
	小口事業 資金	一般小口枠				あつせん 申込書 あつせん 申込書	○	○	注2	注2	注1		注1					注3
		零細小口枠					○	○	注2	注2	注1		注1					注3
	経営 安定 資金	地域産業対策枠		商工団体					注1	注2	注1		注1					注3
		経済変動対策緊急融資 新型コロナウイルス感染症対策枠		市町村 または 商工団体					注1	注2	注1		注1					注3
			小規模企業支援枠		商工団体					注1	注2	注1		注1				
企業再生支援枠	必要	活性化協議会 信用保証協会	○	○	○	○	○	○	○		○					○		
連鎖倒産防止枠							注1	注2	注1		注1					注3		
係 資 金	ビヨンドコロナ応援資金		市町村					注1	注2	注1		注1					注3	・セーフティネット保証を利用しない場合、市町村の認定は不要 ・必要に応じて、売上減少要件確認書を添付
	経営改善サポート資金							注1	注2	注1		注1					注3	
	緊急経営改善資金		市町村 または 商工団体			○		注1	注2	注1		注1					注3	
留意事項						①見積書等の宛名は、法人は企業の正式名称、個人事業主は事業主のフルネームとしてください。 ②建設工事を行う場合は、見積書と契約書の両方をご提出ください。		総合県税事務所（富山）または県総合庁舎（高岡・魚津・砺波）の相談室で交付してください。		税務署に提出した開業届の写し（受付印または電子申請の場合受信記録のあるもの）をご提出ください。		①賃貸物件を改装する場合は、賃貸借契約書、家主の承諾書をご提出ください。 ②事業所が別人格所有の物件の場合（親族所有、法人代表者所有の場合も含む）は、ご提出ください。				※支払済み（手形振出済み）のものは、融資の対象外となります。 ※知事の利用承認が必要な資金について、建物（土地）を取得される場合は、事前に地域産業支援課へご相談ください。		

【その他の必要書類】

- ※1. 資金用途が設備資金で、金額の大きいものや専門機器等を購入される場合、カタログ等の参考資料を添付してください。
- ※2. 建設関連業種の場合、工事受注状況表を添付してください。
- ※3. 建物を新増築する場合は、建築確認済証の写し、平面図を添付してください。
- ※4. 上記のほか、追加資料をご提出いただくことがありますので、ご了承ください。

【注意事項】

- 注1. 信用保証制度をご利用の際、信用保証協会へご提出ください。
- 注2. 知事の利用承認が必要な資金については、県へ納税証明書をご提出いただく必要はありませんが、必ず納税証明書を取り受けていただき、滞納がないことを確認してください。
- 注3. 信用保証協会を経由して、原則として本部から1ヶ月の実行分をまとめてご報告いただきます。